【韓国】従軍慰安婦の追悼公園造成及び記念碑設置に関する決議 海外立法情報課 藤原 夏人

*2014年2月27日、韓国国会本会議において、「日本軍慰安婦被害者追悼公園造成及び記念碑設置に関する決議案」が全会一致で可決され、国会が元慰安婦のための追悼公園の造成及び記念碑の設置に乗り出すこととなった。

1 背景及び経緯

2011 年 8 月 30 日、韓国の憲法裁判所は、元慰安婦の賠償請求権について日本政府と解釈上の争いがあるにもかかわらず、韓国政府が紛争解決の手続に踏み出していないとして、韓国政府の不作為に対する違憲決定を下した(本誌第 249-1 号 (2011 年 10 月刊)参照)。同違憲決定後の同年 12 月、ソウルの日本大使館前で毎週水曜日に行われているデモ(水曜デモ)が 1,000 回目を迎えたことを記念して、同大使館前に慰安婦像(少女像)が設置された。このような慰安婦に関するモニュメントの設置自体は以前から行われていたが、同違憲決定後、慰安婦像又は慰安婦の碑の設置運動が拡大した。特に最近では、日本及び韓国以外の国(主に米国)における設置運動が拡大し、外交問題に発展している。

2014年2月27日、国会本会議において「日本軍慰安婦被害者追悼公園造成及び記念碑設置に関する決議案」が可決された。2013年8月12日に野党民主党ナム・インスン議員が代表発議した、国会内に元慰安婦のための記念碑を設置する内容の「日本軍慰安婦被害者記念碑設置要求決議案」及び2014年2月21日に与党セヌリ党キム・ヒョンスク議員が代表発議した、国会外に元慰安婦のための記念公園を造成する内容の「日本軍慰安婦被害者記念公園造成決議案」が、国会審議の過程で一本化されたものである。最終的に、国会外に追悼公園を造成し、その中に記念碑を設置する内容となった。

すでに従軍慰安婦問題が日韓両国の問題を超え、国際社会において女性の人権問題として位置づけられているとの認識の下に、国内外で盛り上がりを見せる設置運動に国会が呼応し、国レベルの記念事業を積極的に進めることが意図されており、追悼公園及び記念碑は、韓国国民のみならず、韓国を訪問する外国人に対しても、従軍慰安婦問題を広報する場所として活用することが想定されている。決議の内容は以下のとおりである(以下筆者翻訳)。

2 決議の全文

主文

大韓民国国会は、第2次世界大戦当時、日本が我が国の女性を強制動員又は拉致し、 性的虐待をほしいままに行った行為に対し、日本政府が大韓民国の要求及び国際社会 の勧告による公式謝罪及び賠償を履行するどころか、歴史歪曲、露骨な人権侵害発言 等の妄言及び妄動を続けていることに深い怒りを表する。

このような状況において日本軍慰安婦被害者の名誉を回復し、人権侵害に対する歴史的警鐘を鳴らすため、国内外において、市民の活発な参加により記念碑設置運動が広がっていることを励みと考え、大韓民国の国会及び政府も、将来世代の正しい歴史認識のため、積極的に乗り出す必要があることを確認する。

これについて、日本帝国主義から解放されて 69 年目となる現在まで、公式謝罪及び 法的賠償をせず、慰安婦強制動員の歴史を否定する行為をやめることを知らない日本 国の態度に深い遺憾の意を表し、政府が日本政府の公式謝罪及び賠償を求める外交的 活動をさらに強化すると同時に、日本軍慰安婦被害者の名誉回復を図り、現在世代及 び将来世代に正しい歴史意識を広め、日本軍慰安婦問題の真実を伝え、歴史歪曲を正 すことができる契機を準備するため、大韓民国国会が記念事業の一環として日本軍慰 安婦被害者追悼公園の造成及び記念碑の設置に乗り出すことを、次のとおり決議する。

- 1. 大韓民国国会は、日帝が 1930 年代から第 2 次世界大戦終戦まで、アジア・太平洋地域等、世界各地の女性を強制的に動員し、性的虐待を行い、「慰安婦」生活を強要した歴史的事実に対し、日本政府が被害者に公式謝罪し、法的賠償を速やかに履行するとともに、歴史歪曲を中断し、歴史を正しく教育することを求める。
- 2. 大韓民国国会は、日本軍慰安婦被害者を称える公園を国会外に造成し、公園内に 記念碑を設置し、育ちゆく児童及び青少年を含む国民すべて並びに我が国を訪れる 外国要人が公園を訪問して慰安婦被害者を追悼できるようにすることにより、日本 軍慰安婦被害者の名誉回復及び正しい歴史教育の先頭に立つことを決議する。
- 3. 大韓民国国会は、我が政府が、日本軍慰安婦被害者の名誉回復のため、日本政府 の公式謝罪及び法的賠償を求める外交的活動を継続的に強化し、記念事業を拡大す ることを求める。
- 4. 大韓民国国会は、日本軍慰安婦被害者の名誉回復及び権益の保護のための国際共助の努力をすること及び党を超えて協力することを誓う。

参考文献(インターネット情報は 2014年3月17日現在である。)

- ・山本健太郎「従軍慰安婦問題の経緯―河野談話をめぐる動きを中心に―」『レファレンス』753 号, 2013.9, pp.65-78 http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8301279_po_075204.pdf?contentNo=1
- ・藤原夏人「従軍慰安婦及び原爆被害者に関する違憲決定」『外国の立法』No.249-1, 2011.10,p.43. http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050743_po_02490115.pdf?contentNo=1>
- ·「일본군위안부 피해자 추모공원 조성 및 기림비 설치에 관한 결의안(대안)」 http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_T1H4V0S2V2W1J1O5K3K2B4W7A9R0P9>
- ·「일본군위안부 피해자 기림 공원 조성 결의안」 http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_Y1G4Q0G2F2K1Y1N1O2R6H3E4D0M3V2
- ·「일본군 위안부 피해자 기림비 설치 촉구 결의안」 http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_I1F3V0H8I1F2W1C1V1S0I4K3Z0Q1U0>